

独立行政法人教職員支援機構における
連携教職大学院を対象とする地域センター事業 実施要項

平成31年4月1日理事長裁定
令和2年4月1日改定
令和3年2月1日改定
令和4年4月1日改定
令和5年4月1日改定
令和5年8月28日改定

1 事業の趣旨・目的

独立行政法人教職員支援機構（以下、機構という）は、教職員の養成・採用・研修の一体改革を推進する全国拠点として、教職員の資質能力の向上に資するあらゆる取組に対して総合的な支援を行うことを自らのミッションとしている。

令和4年12月19日に中央教育審議会において、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」が取りまとめられた。本答申の中では、教職大学院に対し、地域の中核となる高度専門職業人の養成、現場のニーズを踏まえた学びの機会の提供等、教育委員会との連携・協働等が求められている。

また、本答申では機構に対して教職員の資質向上に向け、全国の教育委員会、大学・教職大学院、民間企業等の多様な主体とのネットワークを構築し全国的なハブ機能を発揮することを求めている。

機構においては、平成27年度以降、教職大学院を有する大学との連携協定の締結を推進するとともに、平成29年度より地域センターを各地に開設し、現職教員等を対象とした各地域の課題に応じた研修や大学の専門性を生かした取組を行うための支援等、具体的な連携事業を展開してきた。

本事業は、教員の養成と研修に係るこのような動向を踏まえ、機構と連携協定締結教職大学院等との連携をさらに促進するとともに、地域における都道府県等と大学との連携・協働の拠点を整備することを通して、全国的なネットワークの「見える化」を促進し、機構が取り組む「研修観の転換」「新たな教職員の学び」をともに模索しながら、教職員研修の高度化、体系化、組織化の実現に一層寄与することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 地域センターの設置

機構は、機構と連携協定を締結している教職大学院を有する大学の中から公募の

上、事業対象大学を選定する。事業対象大学は地域センターを設置する。なお、地域センターの設置場所は、原則として大学内に設置されている建物内とする。

(2) 事業内容について

地域センターは、当該地域、所在する都道府県教育委員会・教育センター等と連携して、以下①から④の先駆的・独創的な事業を実施し、そこから得られる知見や成果を機構に還元するものとする。

- ① 教職員の探究的な学びを創出・支援する事業
- ② 学校の協働探究（自律的・組織的な改善）を支援する事業
- ③ 教職員の多様な学びを創出・支援する事業
- ④ その他、地域センターの設置目的に合致する事業

(3) 各大学内における事業の位置付け

本事業については、各大学内の年度計画への明記、大学案内やホームページへの掲載等を通して、学内の事業の一環であることを明確にする。

(4) 地域センター長の任命、門標等の掲出、ロゴタイプ等

地域センターには、各大学の代表者（地域センター長）を置くとともに、「教職員支援機構〇〇大学センター」等と記載した門標等を掲出する。

地域センターとして実施する事業に関する資料（教職員研修資料やそのチラシ等を含む）には機構のロゴタイプを付することで、地域センター事業の一環であることを明確にする。

3 事業の委託先

教職員支援機構と連携協定を締結している教職大学院

4 委託期間

2年間を予定している。なお、委託契約は単年度ごとに行う。

5 事業の委託費等

「独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院を対象とする地域センター事業公募要領」（以下、公募要領）で別に定めるものとする。

6 採択の予定件数

公募要領で別に定めるものとする。

7 申請方法

(1) 申請に当たっては、公募要領に定める申請書を作成の上、機構理事長へ提出すること。

(2) 申請書は、提出後の差し替えや内容変更は認めない。また、提出された申請書は返還しない。

(3) 審査委員会において一次審査（書類審査）、申請内容をふまえた協議、二次審査（書類審査）を実施し委託先を選定する。詳細は審査要項に定める。

8 事業の実施

(1) 契約締結

選定された大学は、「独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院を対象とする地域センター事業委託要領」等に基づき、事業年度ごとに実施計画書及び収支計画書を提出する。機構は、各計画書の内容を総合的に勘案し、委託費の上限の範囲内で委託額を決定する。委託額の決定後、機構と委託契約を締結する。委託契約は、単年度ごとに行う。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約を行わない場合がある。

(2) 委託額の変更

委託先が、各事業年度の委託額の総額を変更したり、費目間で流用したりしようとするときは、あらかじめ、機構の承認を得なければならない。ただし、費目間の流用総額が、委託額の総額の20%以内となる場合についてはこの限りでない。

(3) 中間報告書の作成・提出

委託先は、指定された期日までに中間収支報告書を作成し、機構に提出する。

(4) 報告書等の作成・提出

委託先は、事業年度ごとに実施報告書及び収支報告書を作成し、各事業年度末までに機構に提出する。

9 その他

詳細については、公募要領等において別に定めるものとする。

附則

令和5年度独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院等を対象とする地域センター事業については、従前の要項によって実施する。